

2021年1月1日以降に
 満期を迎えるお客さまへ

感染症に関する補償改定のご案内

いつも、損保ジャパンをご利用いただきまして誠にありがとうございます。このたび、2021年1月1日以降保険始期のご契約から、下記の商品におきまして、感染症に関する補償の改定を実施します。主な内容を次のとおりご案内いたしますので、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

 店舗総合保険、店舗休業保険、企業総合保険、
 テナント総合保険にご加入のお客さま

表面1. をご確認ください

企業総合補償保険にご加入のお客さま

裏面2. をご確認ください

1. 新型コロナウイルス感染症に関する費用補償追加条項の自動セット終了

2020年2月1日以降、感染症による休業損失等を補償する一部の商品において、新型コロナウイルス感染症に関する費用補償追加条項^(注)の自動セットを行っていましたが、下記のご契約のうち、2021年1月1日以降に満期を迎えるご契約から自動セットを終了します。

(注) 新型コロナウイルス感染症に関する費用補償追加条項

営業施設が、新型コロナウイルス感染症の原因となる病原体に汚染されたまたは汚染された疑いがある場合に、保健所等の指示に基づく消毒等の費用や休業による損失などに対して保険金20万円をお支払いする特約です。

新型コロナウイルス感染症に関する費用補償追加条項の自動セットが終了するご契約

下記の商品・特約にご加入の契約において、自動セットを終了します。

商品	特約
企業総合補償保険	食中毒・特定感染症利益補償特約（費用・利益補償条項）
	食中毒・感染症補償特約（休業損失補償条項）／ 食中毒・感染症補償追加特約（休業損失補償特約用）
店舗総合保険	食中毒・感染症補償追加特約（店総用）
店舗休業保険	食中毒・感染症による休業損失補償特約（店休）
企業総合保険	食中毒・感染症利益補償特約
テナント総合保険	食中毒・感染症による休業損失担保特約条項

企業総合補償保険においては、新たに新型コロナウイルス感染症の発生による休業を補償する改定を実施しますので、裏面2. もご確認ください。

また、企業総合補償保険以外の商品にご加入のお客さまで、引き続き新型コロナウイルス感染症に対する補償をご希望される場合は、企業総合補償保険への商品移行をご検討ください。詳しくは、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

2. 感染症を補償する特約の改定（企業総合補償保険）

2021年1月1日以降保険始期から、企業総合補償保険の食中毒・感染症を補償する特約において、新型コロナウイルス感染症に関する休業補償の拡大を含む感染症の補償改定を実施します。（食中毒に関する補償の変更はありません。）

（1）対象商品

商品	特約
企業総合補償保険	食中毒・特定感染症利益補償特約（費用・利益補償条項）
	食中毒・感染症補償特約（休業損失補償条項）

（2）改定後の感染症に関する補償の概要

①営業施設で下記の感染症（以下「特定感染症」といいます。）が発生した場合

営業が休止または阻害されたために生じた損失に対して保険金をお支払いします。（注1）ただし、1事故あたり14日間を保険金お支払い対象となる期間の限度とし、かつ、1事故あたり500万円（注2）を支払限度額とします。また、保健所等の行政機関の指示に基づき消毒等の処置を行った場合等に、保険金20万円を先払いします。（注3）

<特定感染症>

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、中東呼吸器症候群（MERS）、鳥インフルエンザ（H5N1型、H7N9型）、コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）

※下線の感染症は、2021年1月1日以降保険始期から新たに補償対象となる感染症です。

（注1）食中毒・感染症補償特約（休業損失補償条項）では、保険金のお支払い対象となる期間は、保健所等の行政機関による営業施設の消毒・隔離等の処置が解除された時に終了します。

（注2）食中毒・特定感染症利益補償特約（費用・利益補償条項）の場合は、500万円または主契約（利益の補償）の支払限度額のいずれか低い額を支払限度額とします。（注3）の20万円が支払われる場合は、合算して支払限度額を適用します。

（注3）敷地内ごとに20万円とします。また、事故の発生回数に関わらず、保険期間中に1回のみお支払いします（保険期間が1年を超える場合は契約年度ごとに1回となります）。

②営業施設で未知の指定感染症（注1）が発生した場合

保健所等の行政機関の指示に基づき消毒等の処置を行った場合等に、保険金20万円をお支払いします。（注2）

（注1）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に定める指定感染症をいいます。

（注2）敷地内ごとに20万円とします。また、事故の発生回数に関わらず、保険期間中に1回のみお支払いします（保険期間が1年を超える場合は契約年度ごとに1回となります）。

<参考>改定前後の感染症補償の差異

	～2020年12月31日保険始期	2021年1月1日以降保険始期
特定感染症	休業損失を補償	休業損失を補償：14日間・500万円限度（注2） 定額（先払い）：20万円
新型コロナウイルス感染症	定額：20万円（注1）	
未知の指定感染症	補償対象外	定額：20万円

（注1）2020年2月1日から補償を提供している新型コロナウイルス感染症に関する費用補償追加条項による補償部分です。

新型コロナウイルス感染症に関する費用補償追加条項は、2021年1月1日以降保険始期のご契約から自動セットを終了します。

（注2）改定前から特定感染症として列挙していた感染症については、支払限度日数・支払限度額の新設により、改定前に比べて補償が縮小します。

（3）保険金をお支払いしない主な場合

- ・都道府県知事等からの要請に基づく自主休業は補償の対象外です。ただし、実際に事故があった場合を除きます。
- ・保険始期日の翌日から起算して14日以内に発生した感染症による事故は補償の対象外です。ただし、感染症による損失を補償する特約をセットした契約の継続契約である場合を除きます。

※改定に伴い、保険料が変更となります。実際の保険料につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

※このチラシは、特にご注意ください点などの概要を記載したものです。さらに詳しい内容につきましては、「普通保険約款および特約条項」、「パンフレット」、「重要事項等説明書」等でご確認ください。

※ご契約に際しては、重要事項等説明書を必ずお読みください。